

◇ 人委規則

鳥取県公報

令和6年3月29日(金) 号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

給料表の適用範囲に関する規則(9)(給与課)・・・・・・・・・・・・・2
職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(10) (〃)・・・・・・・10
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(11)(〃)・・・・・11
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(12)(〃)・・12
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(13)(〃)・・・・・・・・・14
鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則(14)(〃)・・・・・・21
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(15) (〃)・・・・23
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(16)(〃)・・・・・・・29
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規
則の一部を改正する規則(17)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・32
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則(18)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・33
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(19)(〃)・・・・・・36
地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (20) (")・・・・・・・・・・42
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として
専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則
(21) (11)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第9号

給料表の適用範囲に関する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)別表第3 から別表第6までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。

(各給料表の適用を受ける職)

- 第2条 条例別表第3から別表第5までに定める給料表の適用を受ける職員は、別表第1から別表第6までの各 表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職を占める職員とする。
- 2 条例別表第6に定める給料表の適用を受ける職員は、船舶に乗り込む職員で、別表第7に定める職を占める ものとする。

(加算額を支給する職員)

- 第3条 条例別表第3アの表備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第1の1の表高等学校の項及び特別 支援学校の項に掲げる職を占める職員とする。
- 2 条例別表第3イの表備考2の人事委員会規則で定める職員は、別表第2の1の表小学校の項、中学校の項及 び義務教育学校の項に掲げる職を占める職員とする。
- 別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職	
高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教	
特別支援学校	諭、講師、寄宿舎教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導	
	員	
教育センター	指導主査、課長補佐(研修の企画運営を担当する者に限る。)、係長(研	
	修の企画運営を担当する者に限る。)、指導主事及び研修主事	
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員	
博物館	専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限	
	る。)	
少年自然の家	係長(社会教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事、社会教育主事	
青年の家	及び専門指導員	

2 教育委員会事務局

	組織	職
本庁	教育総務課	課長補佐 (教育の指導を担当する者に限る。)、係長
		(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び
		健康管理主事
	教育人材開発課	教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する
		者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)
		及び管理主事
	小中学校課	指導主事
	特別支援教育課	指導主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に

	- - - 限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)
	及び指導主事
高等学校課	高校教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する
	者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限
	る。)及び指導主事
いじめ・不登校総合対策センター	課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次
	長(教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校教育
	の指導を担当する者に限る。)及び指導主事
社会教育課	社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限
	る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主
	事及び社会教育主事
人権教育課	指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を
	担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の
	指導を担当する者に限る。)及び指導主事
体育保健課	指導主査、課長補佐(学校体育又は健康教育を担当す
	る者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当す
	る者に限る。)及び指導主事

	組織	職
本庁	交流推進課	専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)
	美術館	主幹、副主幹及び専門員
	スポーツ課	係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限
		る。)、副主幹(学校その他の教育機関との調整を担当す
		る者に限る。)及び専門員
	文化財課	課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、主幹
		(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の
		保護を担当する者に限る。)、副主幹(文化財の保護を担
		当する者に限る。) 及び文化財主事
	とっとり弥生の王国推進課	係長(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限
		る。)、副主幹(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者
		に限る。)及び文化財主事
	子ども発達支援課	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当す
		る者に限る。)
	総合教育推進課	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(私立学校、私立専修
		学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教
	然館	育機関との調整を担当する者に限る。)
地方機関	総合事務所県民福祉局児童相談所	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当す
		る者に限る。)
	公文書館	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男女共同参画センター	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(学校との連携及び学
		校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)
	埋蔵文化財センター	係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の
		雇用を担当する者に限る。)、副主幹(埋蔵文化財の普及

	啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限
	る。)及び文化財主事
青谷かみじち史跡公園	係長(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)、副主
むきばんだ史跡公園	幹(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)及び文
	化財主事
皆成学園	主幹、係長、副主幹(学校等関係機関との調整強化を担
	当する者に限る。)
福祉相談センター	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当す
	る者に限る。)
鳥取看護専門学校	副校長、主幹、教務主幹、副主幹、教務主任及び講師
倉吉総合看護専門学校	副校長、課長(教務課の課長に限る。)、主幹、教務主
	幹、副主幹、教務主任及び講師

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職	
小学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教	
中学校	輸及び養護助教諭	
義務教育学校		
共同調理場	栄養教諭	
教育センター	指導主査、課長補佐 (研修の企画運営を担当する者に限る。)、係長 (研修	
	の企画運営を担当する者に限る。)、指導主事及び研修主事	
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員	
博物館	専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限	
	る。)	
少年自然の家	係長(社会教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事、社会教育主事及	
青年の家	び専門指導員	

2 教育委員会事務局

	組織	職
本庁	教育総務課	課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導
		を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事
	教育人材開発課	教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限
		る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。) 及び管理主事
	小中学校課	義務教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限
		る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事
	特別支援教育課	指導主査、課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係
		長(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事
	高等学校課	指導主事
	いじめ・不登校総合対	課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相
	策センター	談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に
		限る。)及び指導主事
	社会教育課	社会教育主査、課長補佐(社会教育又は地域と連携した教育の推
		進を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は地域と連携した教
		育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事
	人権教育課	指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者

		に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限 る。)及び指導主事
	体育保健課	指導主査、課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限
		る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指
		導主事
地方機関	教育局	課長補佐(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に
		限る。)、係長(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する
		者に限る。)、指導主事、管理主事及び社会教育主事

	組織	職
本庁	交流推進課	専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)
	文化政策課	係長(文化財を活用した地域振興を担当する者に限る。)、副主幹
		(文化財を活用した地域振興を担当する者に限る。) 及び専門員
	美術館	主幹、副主幹及び専門員
	スポーツ課	係長(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)、副
		主幹(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)及び
		専門員
	文化財課	課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、主幹(文化財の
		保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に
		限る。)、副主幹(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財
		主事
	とっとり弥生の王国推	係長 (埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。)、副主幹
	進課	(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主
		事
	子ども発達支援課	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限
		る。)
	総合教育推進課	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び
		私立各種学校を担当する者に限る。)
	山陰海岸ジオパーク海	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関と
	と大地の自然館	の調整を担当する者に限る。)
地方機関	総合事務所県民福祉局	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限
	児童相談所	る。)
	公文書館	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男女共同参画センター	課長補佐、主幹、係長及び副主幹(学校との連携及び学校におけ
		る啓発に関する業務を担当する者に限る。)
	埋蔵文化財センター	係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担
		当する者に限る。)、副主幹(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査
		又は作業員の雇用を担当する者に限る。)及び文化財主事
	青谷かみじち史跡公園	係長(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)、副主幹(史跡
	むきばんだ史跡公園	の調査及び整備を担当する者に限る。)及び文化財主事
	福祉相談センター	係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限
		る。)
	皆成学園	主幹、係長及び副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する
		者に限る。)

別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員(第2条関係)

1 知事の事務部局

	組織	職
本庁	原子力安全対策課	研究員
	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	地域社会振興部	参事(学芸員の資格を有するものに限る。)
	美術館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員
	山陰海岸ジオパーク海と大地の 自然館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員
	衛生環境研究所	所長、次長、室長、主幹、上席研究員、室長補佐、副主 幹、主任研究員及び研究員
地方機関	農業試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び 研究員
	園芸試験場	場長、次長、所長、室長、主幹、上席研究員、分場長、試 験地長、副主幹、主任研究員及び研究員
	畜産試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び 研究員
	中小家畜試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び 研究員
	林業試験場	場長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び 研究員
	水産試験場	場長、次長、部長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主 任研究員及び研究員
	栽培漁業センター	所長、室長、主幹、上席研究員、副主幹、主任研究員及び 研究員

2 教育機関

組織	職
図書館	主任学芸員及び学芸員
博物館	副館長(学芸員の資格を有するものに限る。)、課長(学芸員の資格を
	有するものに限る。)、主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員

3 警察本部

組織	職
科学捜査研究所	所長、管理官、次席、主席研究員、専門研究員及び研究員

別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条関係)

	組織	職						
地方	総合事務所	所長、副所長、参事監、課長、参事、医長、副医長、						
機関		課長補佐及び医師						
	精神保健福祉センター	所長、課長、医長、副医長及び医師						
	総合療育センター	院長、院長代理、副院長、部長、室長、医長、副医長						
		及び医師						
	鳥取療育園	園長						
	中部療育園							
本庁	福祉保健部	部長、理事監、参事監及び参事						

福祉保健課	課長補佐
健康医療局	局長
健康政策課	課長、医長、副医長及び医師
医療政策課	課長、室長、医長、副医長及び医師
医療・保険課	課長
子ども家庭部	理事監及び参事監
家庭支援課	課長補佐
生活環境部	部長、参事監及び参事
衛生環境研究所	所長、室長

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

組織				職				
地方機	総合事務所	保健所		参事(人事委員会が定めるものに限る。)				
関			健康支援	主幹 (人事委員会が定めるものに限る。)、管理栄養主				
			総務課	幹、歯科衛生主幹、副主幹(人事委員会が定めるものに				
				限る。)、管理栄養主任、歯科衛生主任、管理栄養士及び				
				歯科衛生士				
			医薬・感	課長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐 (人				
			染症対策	事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定				
			課	めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限				
				る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療				
				放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線				
				技師、薬剤師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士				
			生活安全	課長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐 (人				
			課	事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定				
				めるものに限る。)、係長 (人事委員会が定めるものに限				
				る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛				
				生技師				
		環境建築		局長、副局長及び参事(人事委員会が定めるものに限				
		局		る。)				
			環境・循	課長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事				
			環推進課	委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定め				
				るものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限				
				る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛				
				生技師				
	総合療育センタ	ター		課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹 (人				
				事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主幹、理学				
				療法主幹、管理栄養主幹、作業療法主幹、言語聴覚主				
				幹、歯科衛生主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、係長				
				(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員				
				会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、理学療法主				
				任、管理栄養主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床				
				心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理				
				栄養士、衛生技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理				

		士及び臨床検査技師
	鳥取療育園	係長 (人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹 (人事
		委員会が定めるものに限る。)、理学療法主任、作業療法
		主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語
		聴覚士
	中部療育園	次長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐 (人
		事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定
		めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに
		限る。)、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、
		理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
	食肉衛生検査所	所長、次長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限
		る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長
		(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員
		会が定めるものに限る。) 及び衛生技師
	境港水産事務所	係長 (人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹 (人事
		委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師
本庁	福祉保健部	参事(人事委員会が定めるものに限る。)
	福祉保健課	課長補佐、主幹、係長、副主幹、管理栄養主任、診療放
		射線主任、歯科衛生主任、衛生技師、管理栄養士、薬剤
		師、歯科衛生士及び診療放射線技師(人事委員会が定め
		るものに限る。)
	生活環境部	参事(人事委員会が定めるものに限る。)
	環境立県推進課	課長補佐、主幹、係長、副主幹、管理栄養主任、診療放
		射線主任、歯科衛生主任、衛生技師、管理栄養士、薬剤
		師、歯科衛生士及び診療放射線技師(人事委員会が定め
		るものに限る。)

別表第6 医療職給料表(3)の適用を受ける職員(第2条関係)

1 知事の事務部局

	組織	職			
地方機関	総合事務所	看護師及び准看護師			
	鳥取看護専門学校	主幹 (人事委員会が定めるものに限る。)、副看護師長、			
	倉吉総合看護専門学校	副主幹 (人事委員会が定めるものに限る。)、看護主任及			
		び看護師			
	福祉相談センター	看護師及び准看護師			
	総合療育センター	部長 (看護部の部長に限る。)、看護師長、課長補佐 (人			
		事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定			
		めるものに限る。)、副看護師長、係長(人事委員会が定			
		めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに			
		限る。)、看護主任、看護師及び准看護師			
	鳥取療育園	課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹 (人			
		事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定			
		めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに			
	中部療育園	限る。)及び看護師			

2 教育機関

組織	職
特別支援学校	学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師

別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込む職員(第2条関係)

船長、機関長、航海長、通信長、課長補佐、主幹、漁業取締専門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、二等 航海士、二等機関士、航海士長、機関士長、通信士長、航海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司ちゅう長、 冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員

附則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(行政職給料表以外の給料表の適用を受けるべき第2号会計年度任用職員の給料月額の上限) 第27条 給与条例第16条の18第2項第3号に規定する 人事委員会規則で定める職務の級は、次の表の左欄 に掲げる職員であるものとした場合に適用を受ける べき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める職務の級とする。

附則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療業務手当)	(医療業務手当)

- 定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに 総合療育センターの院長、院長代理、副院長、部 長、医長、副医長及び医師とする。
- 第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる 級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職種
1級	総合療育センターの院長及び院長
	<u>代理</u>
略	

- |第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で|第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で 定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに 総合療育センターの院長、副院長、部長、医長、副 医長及び医師とする。
- 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条 第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる 級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

	級の区分	職種
	1級	総合療育センターの院長
	略	
L	гц	

附 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。)第8条及び第25条の規 定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法 人等派遣条例」という。) 第6条、第7条第4項及 び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関す る条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓 発等休業条例」という。) 第11条及び第13条の規定 に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基 準を定めるものとする。

(昇格)

第8条 略

た者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等 を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前 項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会 の承認を得て、<u>当該資格基準を満たさない職員を昇</u> 格させることができる。

$3\sim5$ 略

6 欠員を補充するために職員を昇格させる必要があ 6 欠員を補充するために職員を昇格させる必要があ る場合で、級別資格基準表に定める資格基準に従う ことができないと任命権者が認めるときは、第1項 の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認 を得て、当該資格基準を満たさない職員を昇格させ ることができる。

(趣旨)

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規 定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法 人等派遣条例」という。) 第6条、第7条第4項及 び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関す る条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓 発等休業条例」という。) 第11条及び第13条の規定 に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基 準を定めるものとする。

(昇格)

第8条 略

2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となっ 2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となっ た者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等 を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前 項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会 の承認を得て、人事委員会が別に定める資格基準に よることができる。

$3\sim5$ 略

る場合で、級別資格基準表に定める資格基準に従う ことができないと任命権者が認めるときは、第1項 の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当 該資格基準を満たさない職員を昇格させることがで きる。

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第3の4 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

備考

- 1 略
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける課長補佐、 主幹、教務主幹、係長、副主幹、教務主任、総 括専門員、専門員、文化財主事、次長、教育人 材開発主查、高校教育主查、社会教育主查、指 導主查、指導主事、管理主事、社会教育主事、 健康管理主事、学芸員補、研修主事、学校図書 館支援員、資料相談員及び専門指導員に係る資 格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5 (第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける課長補佐、 主幹、係長、副主幹、総括専門員、専門員、文化 財主事、次長、教育人材開発主査、義務教育主 查、社会教育主查、指導主查、指導主事、管理主 事、社会教育主事、健康管理主事、学芸員補、研 修主事、学校図書館支援員、資料相談員及び専門 指導員に係る資格基準については、人事委員会が 別に定める。

別表第3の6 (第2条の4関係)

研究職給料表級別資格基準表

備考

- 1 2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課 程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する 規則(令和6年鳥取県人事委員会規則第9号) 別表第3の1の表本庁の項美術館の号、2の表 及び3の表に掲げる職を占める職員に適用す る。

別表第3の4 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

備考

- 1 略
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、 社会教育主查、高校教育主查、教育人材開発主 查、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管 理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主 事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、 学芸員補、専門指導員、総括専門員、課長補 佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基 準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5 (第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、 社会教育主查、義務教育主查、教育人材開発主 查、係長、次長、指導主事、社会教育主事、管理 主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学 校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員 補、専門指導員、総括専門員及び課長補佐に係る 資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6 (第2条の4関係)

研究職給料表級別資格基準表

備考

- 1 2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課 程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する 規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号) 第3条第11号から第14号までに掲げる職員に適 用する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

美第1 (第2条関	係)		別	表第1(第2条関	係)	
	組織	職	区分			組織	職	区
知事の	本庁	統轄監	1種		知事の	本庁	統轄監	1 種
事務部		部長(政策戦略局			事務部		部長(政策戦略局	
司		名古屋代表部の部			局		名古屋代表部の部	
		長を除く。)					長を除く。)	
		政策戦略本部の本					政策戦略本部の本	
		部長					部長	
		輝く鳥取創造本部					輝く鳥取創造本部	
		の本部長					の本部長	
		会計管理者					会計管理者	
		政策戦略局東京本					政策戦略局東京本	
		部の本部長(人事					部の本部長(人事	、事
		委員会が承認した					委員会が承認した	
		ものに限る。)					ものに限る。)	
		政策戦略局関西本					政策戦略局関西本	
		部の本部長(人事					部の本部長(人事	
		委員会が承認した					委員会が承認した	
		ものに限る。)					ものに限る。)	
		美術館整備監(人						
		事委員会が承認し						
		<u>たものに限る。)</u>						
		理事監					理事監	
		次長(政策戦略局	2種				次長(政策戦略局	2 種
		名古屋代表部、ね					名古屋代表部、衛	
		んりんピックはば					生環境研究所及び	
		たけ鳥取2024実施					くらしの安心局消	
		本部事務局、衛生					費生活センターの	
		環境研究所及びく					次長を除く。)	
		らしの安心局消費						
		生活センターの次						
		長を除く。)						
		局長					局長	
		政策戦略局東京本					政策戦略局東京本	
		部の本部長			1	1	部の本部長	

政策戦略局関西本 政策戦略局関西本 部の本部長 部の本部長 サイクルツーリズ ム振興監 原子力安全対策監 原子力安全対策監 行政体制整備局職 行政体制整備局職 員人材開発センタ 員人材開発センタ ーの所長(人事委 一の所長(人事委 員会が承認したも 員会が承認したも のに限る。) のに限る。) 総合事務センター 総合事務センター の所長 の所長 副局長(人事委員 会が承認したもの に限る。) 官房長(人事委員 官房長(人事委員 会が承認したもの 会が承認したもの に限る。) に限る。) 文化振興監 文化振興監 美術館整備監 美術館の館長(人 事委員会が承認し たものに限る。) 美術館の副館長 (人事委員会が承 認したものに限 る。) 感染症対策センタ ーの所長 経済産業振興監 経済産業振興監 衛生環境研究所の 衛生環境研究所の 所長 (人事委員会 所長(人事委員会 が承認したものに が承認したものに 限る。) 限る。) 校長(人事委員会 が承認したものに 限る。) 参事監 参事監 課長(農業振興局 3種 課長(農業振興局 農業大学校の課長 農業大学校の課長 を除く。) を除く。) 危機管理専門官 危機管理専門官 副本部長 副本部長 政策戦略局名古屋 政策戦略局名古屋 代表部の部長 代表部の部長

行政体制整備局職			行政体制整備局職	
員人材開発センタ			員人材開発センタ	
ーの所長			ーの所長	
副局長			副局長	
官房長			官房長	
美術館の館長				
<u> 美術館の副館長</u> 美術館の副館長				
ねんりんピックは				
ばたけ鳥取2024実				
施本部事務局の次				
長物点出答与以及				
感染症対策センタ				
<u>一の副所長</u>			the start the steet at the	
衛生環境研究所の			衛生環境研究所の	
所長			所長	
衛生環境研究所の				
<u>次長</u>				
自然共生社会局山			自然共生社会局山	
陰海岸ジオパーク			陰海岸ジオパーク	
海と大地の自然館			海と大地の自然館	
の館長			の館長	
くらしの安心局消			くらしの安心局消	
費生活センターの			費生活センターの	
所長			所長	
雇用人材局鳥取県			雇用人材局鳥取県	
立ハローワークの			立ハローワークの	
所長			所長	
農業振興局農業大			農業振興局農業大	
学校の校長			学校の校長	
産業廃棄物処理施			産業廃棄物処理施	
設審査準備室の室			設審査準備室の室	
長			長	
室長 (衛生環境研	4種		室長(衛生環境研	4種
究所及び産業廃棄	* 132		究所及び産業廃棄	1 1=
九			物処理施設審査準	
備室の室長を除			備室の室長を除	
(加 主 の 主 大 を (水 く。)			佣 至の至反を除く。)	
危機管理情報官			危機管理情報官	
原子力モニタリン			原子力モニタリン	
グ専門官			グ専門官	
副官房長			副官房長	
			衛生環境研究所の	
			<u>次長</u>	
農業振興局農業大			農業振興局農業大	
学校の副校長			学校の副校長	

	農業振興局農業大		1.1	I		農業振興局農業大	I
	学校の課長(人事					学校の課長(人事	
	委員会が承認した					委員会が承認した	
	ものに限る。)					ものに限る。)	
	総括検査専門員	- **				総括検査専門員	- **
		5種				税務専門員	5種
	主任教授					主任教授	
	検査専門員				ı	検査専門員	
	所長(<u>県民福祉局</u>	1種		地方	総合	所長(県民福祉	1種
機関事務	<u>児童相談所</u> 、保健			機関	事務	<u>局</u> 、保健所及び農	
所	所及び農業改良普				所	業改良普及所の所	
	及所の所長を除					長を除き、人事委	
	き、人事委員会が					員会が承認したも	
	承認したものに限					のに限る。)	
	る。)						
	所長(<u>県民福祉局</u>	2種				所長(<u>県民福祉局</u>	2種
	<u>児童相談所</u> 及び農					及び農業改良普及	
	業改良普及所の所					所の所長を除	
	長を除く。)					< 。)	
	局長(人事委員会					局長(人事委員会	
	が承認したものに					が承認したものに	
	限る。)					限る。)	
	副局長(人事委員					副局長(人事委員	
	会が承認したもの					会が承認したもの	
	に限る。)					に限る。)	
	副所長(人事委員					副所長(人事委員	
	会が承認したもの					会が承認したもの	
	に限る。)					に限る。)	
	参事監					参事監	
	局長	3種				局長	3種
	副局長					副局長	
	副所長					副所長	
	課長 (県民福祉局					課長	
	児童相談所の課長						
	<u>を除く。)</u>						
	県民福祉局児童相					県民福祉局の所長	
	談所の所長						
	農業改良普及所の					農業改良普及所の	
	所長					所長	
						総務室の室長	
	西部農業改良普及					西部農業改良普及	
	ボナル兼五十まの					所大山普及支所の	
	所大山普及支所の		1 1				
	支所長					支所長	
		4種				支所長 室長(管理職手当	4種

1			
		の職を占める職員	
		を除く。)	
		チーム長(人事委	
		員会が承認したも	
		のに限る。)	
		県民福祉局の次長	
		(人事委員会が承	
		認したものに限	
		る。)	
		30)	
	県 税	略	
	事務		3種
	所	副所長	3 悝
	ולו		
		課長	
	略	ı	
	総合		
	療育		
	セン		
		院長	2種
		院長代理	_ ,
		略	
	略	74	
	食肉	所長	3種
	衛生	1712	0 <u> </u> E
	検査		
	1X H.		
	所		
	所 架	武臣 (人事未早人	9.稀
	犯罪	所長(人事委員会	2種
	犯罪被害	が承認したものに	2種
	犯罪被害	が承認したものに限る。)	
	犯被者合	が承認したものに	2種
	犯被者合ポ	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポト	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポ	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポトンー罪害総サーセタ	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポト	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポトンー罪害総サーセタ	が承認したものに限る。)	
	犯被者合ポトン一野害総サーセタ	が承認したものに 限る。) 所長 略	
	犯被者合ポトンー 県罪害総サーセタ 略土	が承認したものに 限る。) 所長 略 所長	3種
	犯被者合ポトンコ 県整罪害総サーセタ 略土備	が承認したものに 限る。) 所長 略 所長	3種
	犯被者合ポトンー 県整事罪害総サーセタ 略土備務	が承認したものに 限る。) 所長 略 所長 副所長	3種
	犯被者合ポトンー 県整事罪害総サーセタ 略土備務	が承認したものに 限る。) 所長 略 所長 副所長	3種
	犯被者合ポトンー 県整事罪害総サーセタ 略土備務	が承認したものに 限る。) 所長 略 所長 副所長	3種

	の職を占める職員 を除く。) チーム長 (人事委 員会が承認したも のに限る。)	
	県民福祉局の次長 (人事委員会が承 認したものに限	
	る。)	_ ££
県 税	用地専門員 略	5種
	所長 副所長	3種
	税務専門員	5種
	70427 寸口只	○□里
総合	院長(人事委員会	1種
	が承認したものに	
セン	限る。)	
ター	院長	2種
	略	
略		
食衛検所	所長	3種
略		
県土	略	
整備	所長	3種
事 務 所	副所長 課長	
	室長	4種
	用地専門員	5種
略		

略

機関

員会事 委員

務局及会事

び教育 務局

教育委 教育 本庁 次長 (人事委員会 1種

限る。)

理事監 次長

教育次長

指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高校教育主査

参事

略

略

局長

が承認したものに

センター長(人事 委員会が承認した ものに限る。) 参事監 美術振興監

教育人材開発主査 6種

参事(職員人材開 5種 発センターの所掌 事務に参画するも

2種

4種

略				
教育委	教育	本庁	次長(人事委員会	1種
員会事	委員		が承認したものに	
務局及	会 事		限る。)	
び教育	務局			
機関			理事監	
			次長	2種
			教育次長	
			センター長(人事	
			委員会が承認した	
			ものに限る。)	
			参事監	
			略	
			教育人材開発主査	6種
			義務教育主査	
			高校教育主査	
			社会教育主査	
			指導主査	
		略		
	略			
略				
共通			略	
			参事	4種

別表第2(第3条関係)

別表第2(第3条関係)

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、美術館の館長、美術館の副館長、理事 監、参事監(人事委員会が承認したものを除 く。)、主任教授及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・ 不登校総合対策センターの職
 - (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事

略 共通

備考

1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。

のに限る。)

- (1) 略
- (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、理事監、参事監(人事委員会が承認し たものを除く。)、税務専門員、主任教授及び 検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・ 不登校総合対策センター及び美術館整備局美 術館整備課の職
- (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事

会和	6年:	3 日	20	Н	金曜日

鳥 取 県 公 報

号外第 41 号

監	監及び美術振興監
(6)~(8) 略	(6)~(8) 略
2 略	2 略

附 則

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第14号

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に 下線で示すように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	
改 正 後	改正前
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。
任用課	任用課
	(1) 人事委員会の会議及び議事に関すること。
<u>(1)</u> 事務局職員の <u>給与及び福利厚生</u> に関するこ	<u>(2)</u> 事務局職員の <u>人事</u> に関すること。
と。	
<u>(2)</u> 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する	(3) 公印の管守並びに文書の収受、発送、編さん
こと。	及び保存に関すること。
<u>(3)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(8)</u> 略
	(9) 職員の厚生福利制度の研究及びその成果の作
	成に関すること。
<u>(8)</u> 略	<u>(10)</u> 略
	(11) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び
	判定に関すること。
<u>(9)</u> 略	<u>(12)</u> 略
	(13) 職員からの苦情の処理に関すること。
<u>(10)</u> 略	<u>(14)</u> 略
	(15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上
	の災害の補償に関する審査請求に対する審査及び
	裁定に関すること。
<u>(11)</u> 略	(16) 略
<u>(12)</u> 略	<u>(17)</u> 略
給与課	給与課
(1) 人事委員会の会議及び議事に関すること。	
(2) 事務局職員の人事、服務及び研修に関するこ	
<u>と。</u>	
<u>(3)</u> 公印の管守に関すること。	
<u>(4)</u> 略	<u>(1)</u> 略
(5) 職員の厚生福利制度の研究及びその成果の作	

成に関すること。 (6) 略

(7) 略

- (8) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び 判定に関すること。
- (9) 職員からの苦情の処理に関すること。
- (10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上 の災害の補償に関する審査請求に対する審査及び 裁定に関すること。

(11) 略

(12) 略

(2) 略

(3) 略

<u>(4)</u> 略

(5) 略

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改 正する。

	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の					欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。				
	改 正 後				改 正 前					
別	表(第2条関係)					表(第2条関係)				
	事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項			事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項		
	略		(各課長共通			略		(各課長共通		
	専決事項)							専決事項)		
			1・2 略	1・2 略			1・2 略			
			(<u>給与課長</u> 専					(<u>任用課長</u> 専		
			決事項)					決事項)		
			公印の管守					<u>1</u> 公印の管		
								守		
								<u>2</u> 市外電話		
								の承認		

(人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 止 後	改 止 前
(職員)	(職員)
第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、そ	第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、そ
の職は、事務局長、次長、課長、主幹、係長、 <u>副主</u>	の職は、事務局長、次長、課長、主幹、係長、主事
<u>幹及び</u> 主事とする。	及び機械技師とする。

附則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第 16条の4 (第16条の17第2項及び第16条の20第2項 において準用する場合を含む。)、第16条の7 (第16 条の18第2項及び第16条の21第2項において準用す る場合を含む。)及び第18条の規定に基づき、期末 手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものと する。

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条の3 条例第16条の4第1項前段(第16条の17 第2項及び第16条の20第2項において準用する場合 を含む。) の規定により期末手当の支給を受ける職 員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期 末手当基準日」という。) に在職する一般職員及び 会計年度任用職員(条例第16条の5各号のいずれか に該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以 外の職員とする。

(1)~(12) 略

(期末手当基準目前1月以内に退職した職員等のうち 期末手当の支給の対象とならない職員)

第2条 条例第16条の4第1項後段(第16条の17第2 項及び第16条の20第2項において準用する場合を含 む。) に規定する人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当 を支給しない。

 $(1)\sim(3)$ 略

2 略

(期末手当に係る在職期間)

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第 16条の4 (第16条の17第2項及び第16条の19第2項 において準用する場合を含む。)、第16条の7及び第 18条の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し 必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条の3 条例第16条の4第1項前段(第16条の17 第2項及び第16条の19第2項において準用する場合 を含む。) の規定により期末手当の支給を受ける職 員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期 末手当基準日」という。) に在職する一般職員及び 会計年度任用職員(条例第16条の5各号のいずれか に該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以 外の職員とする。

(1)~(12) 略

(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち 期末手当の支給の対象とならない職員)

第2条 条例第16条の4第1項後段(第16条の17第2 項及び第16条の19第2項において準用する場合を含 む。) に規定する人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当 を支給しない。

 $(1)\sim(3)$ 略

2 略

(期末手当に係る在職期間)

第3条 条例第16条の4第2項(第16条の17第2項及 第3条 条例第16条の4第2項(第16条の17第2項及 び第16条の20第2項において準用する場合を含 び第16条の19第2項において準用する場合を含 む。) に規定する在職期間は、一般職員又は会計年 度任用職員として在職した期間とする。

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 条例第16条の5及び第16条の6 (これら の規定を条例第12条の2第2項、第16条の7第5項 (第16条の18第2項及び第16条の21第2項において 準用する場合を含む。)、第16条の17第2項及び第16 条の20第2項において準用する場合を含む。) に規 定する在職期間は、一般職員又は会計年度任用職員 として在職した期間とする。

(一時差止処分の手続)

第3条の4 任命権者は、条例第16条の6第1項(条 例第12条の2第2項、第16条の7第5項(第16条の 18第2項及び第16条の21第2項において準用する場 合を含む。)、第16条の17第2項及び第16条の20第2 項において準用する場合を含む。)の規定による-時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行 おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議 しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第3条の5 条例第16条の6第2項(条例第12条の2 第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び 第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、 第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準 用する場合を含む。) の規定による一時差止処分の 取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、当 該一時差止処分をした者に対して行わなければなら ない。

2 略

(審査請求等の教示)

第3条の6 条例第16条の6第5項(条例第12条の2 第2項、第16条の7第5項(第16条の18第2項及び 第16条の21第2項において準用する場合を含む。)、 第16条の17第2項及び第16条の20第2項において準 用する場合を含む。)に規定する説明書(次条にお いて「処分説明書」という。)には、一時差止処分 について、知事に対して審査請求をすることができ る旨及び審査請求をすることができる期間並びに当 該期間が経過した後においては、当該一時差止処分 む。) に規定する在職期間は、一般職員又は会計年 度任用職員として在職した期間とする。

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 条例第16条の5及び第16条の6 (これら の規定を条例第12条の2第2項、第16条の7第5 項、第16条の17第2項及び第16条の19第2項におい て準用する場合を含む。) に規定する在職期間は、 一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間 とする。

2 略

(一時差止処分の手続)

第3条の4 任命権者は、条例第16条の6第1項(条 例第12条の2第2項、第16条の7第5項、第16条の 17第2項及び第16条の19第2項において準用する場 合を含む。) の規定による一時差止処分(以下「一 時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あ らかじめ、人事委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第3条の5 条例第16条の6第2項(条例第12条の2 第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び 第16条の19第2項において準用する場合を含む。) の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、そ の理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした 者に対して行わなければならない。

2 略

(審査請求等の教示)

第3条の6 条例第16条の6第5項(条例第12条の2 第2項、第16条の7第5項、第16条の17第2項及び 第16条の19第2項において準用する場合を含む。) に規定する説明書(次条において「処分説明書」と いう。)には、一時差止処分について、知事に対し て審査請求をすることができる旨及び審査請求をす ることができる期間並びに当該期間が経過した後に おいては、当該一時差止処分をした者に対してその 取消しの申立てをすることができる旨を記載しなけ

をした者に対してその取消しの申立てをすることが できる旨を記載しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段(第16条の18 第2項及び第16条の21第2項において準用する場合 を含む。) の規定により勤勉手当の支給を受ける職 員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤 勉手当基準日」という。) に在職する一般職員及び 会計年度任用職員(条例第16条の7第5項において 準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する 者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員と

 $(1)\sim(5)$ 略

(勤勉手当基準目前1月以内に退職した職員等のうち 勤勉手当の支給の対象とならない職員)

- 第4条 条例第16条の7第1項後段(第16条の18第2 項及び第16条の21第2項において準用する場合を含 む。) に規定する人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当 を支給しない。
 - (1) 勤勉手当基準目前1月以内に退職し、又は死 亡した一般職員又は会計年度任用職員で、その退 職し、又は死亡した日において前条各号のいずれ かに該当する者であったもの
 - (2) 勤勉手当基準目前1月以内に退職した一般職 員又は会計年度任用職員で、その退職の後勤勉手 当基準日までの間に第2条第1項第2号に掲げる 者(同号エに掲げる者のうち、勤勉手当に相当す る手当が支給されないものを除く。)となったも
 - (3) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職 員又は会計年度任用職員で、その退職に引き続き 第2条第1項第3号に掲げる者となったもの

2 略

(勤勉手当の支給割合の基準)

第5条 条例第16条の7第2項(第16条の18第2項及 び第16条の21第2項において準用する場合を含 む。) に規定する人事委員会の定める基準は、一般 職員又は会計年度任用職員の勤務期間による割合 (以下「期間率」という。) に一般職員又は会計年 度任用職員の勤務成績による割合(以下「成績率」 という。) を乗じて得たものとする。

ればならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により 勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」とい う。) に在職する一般職員(条例第16条の7第5項 において準用する条例第16条の5各号のいずれかに 該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外 の職員とする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(勤勉手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち 勤勉手当の支給の対象とならない職員)

- 第4条 条例第16条の7第1項後段に規定する人事委 員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、こ れらの職員には、勤勉手当を支給しない。
 - (1) 勤勉手当基準日前1月以内に退職し、又は死 亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日 において前条各号のいずれかに該当する者であっ たもの
 - (2) 勤勉手当基準目前1月以内に退職した一般職 員で、その退職の後勤勉手当基準日までの間に第 2条第1項第2号に掲げる者(同号エに掲げる者 のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない ものを除く。)となったもの
 - (3) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職 員で、その退職に引き続き第2条第1項第3号に 掲げる者となったもの
- 2 略

(勤勉手当の支給割合の基準)

第5条 条例第16条の7第2項に規定する人事委員会 の定める基準は、一般職員の勤務期間による割合 (以下「期間率」という。) に一般職員の勤務成績 による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得 たものとする。

(勤勉手当の期間率)

第6条 期間率は、勤勉手当基準日以前6箇月以内の 期間における一般職員又は会計年度任用職員の勤務 期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とす

(勤勉手当の成績率)

第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務に ついて監督する地位にある者による勤務成績の証明 に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当 するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお いて、任命権者が定めるものとする。ただし、任命 権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が 著しく少数であること等の事情により、第1号及び 第2号に定める成績率によることが著しく困難であ ると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議 して、別段の取扱いをすることができる。

 $(1)\sim(4)$ 略

2 略

- 第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計 年度任用職員の職務について監督する地位にある者 による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用 職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該 各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定 めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の 条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項におい て準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数で あること等の事情により、第1号に定める成績率に よることが著しく困難であると認める場合には、あ らかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをす ることができる。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の77.0超
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の75.5以上100 分の77.0以下
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の75.5未
- 2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号 に該当するものとして定める場合には、当分の間、 人事委員会の定めるところによるものとする。
- 手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定 める。

(勤勉手当の期間率)

第6条 期間率は、勤勉手当基準日以前6箇月以内の 期間における一般職員の勤務期間の区分に応じて、 別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監 督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応 じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命 権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、そ の所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数 であること等の事情により、第1号及び第2号に定 める成績率によることが著しく困難であると認める 場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段 の取扱いをすることができる。

(1)~(4) 略

2 略

第7条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉 │ 第7条の2 前条に定めるもののほか、職員の勤勉手 当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定め (勤勉手当に係る勤務期間)

- 会計年度任用職員として在職した期間とする。
- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間並びに会計年度任用職員 のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1)~(10) 略

- 第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する 一般職員又は会計年度任用職員として在職した期間 の算定についてこれを準用する。
- 2 略

(端数計算)

- 第12条 条例第16条の4第2項(条例第16条の17第2 項及び条例第16条の20第2項において準用する場合 を含む。) の期末手当基礎額又は条例第16条の7第 2項前段(条例第16条の18第2項及び条例第16条の 21第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手 当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを 切り捨てるものとする。
- 2 条例第16条の4、条例第16条の17及び条例第16条 の20の規定による期末手当の額又は条例第16条の 7、条例第16条の18及び条例第16条の21の規定によ る勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、そ れぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの 手当の月額とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第13条 略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 条例第16条の18第2項において読み替えて準 用する条例第16条の7第3項に規定する人事委員会 規則で定める額については、前条の規定を準用す る。この場合において、同条中「期末手当基準日」 とあるのは「勤勉手当基準日」と読み替えるものと する。

(雑則)

第15条 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

- 第8条 第6条に規定する勤務期間は、一般職員又は │ 第8条 第6条に規定する勤務期間は、一般職員とし て在職した期間とする。
 - 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1)~(10) 略

第9条 第3条の2第1項の規定は、前条に規定する 一般職員として在職した期間の算定についてこれを 準用する。

2 略

(端数計算)

- 第12条 条例第16条の4第2項(条例第16条の17第2 項及び条例第16条の19第2項において準用する場合 を含む。) の期末手当基礎額又は条例第16条の7第 2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じ たときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 条例第16条の4、条例第16条の17及び条例第16条 の19の規定による期末手当の額又は条例第16条の7 の規定による勤勉手当の額に1円未満の端数がある ときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもっ て、これらの手当の月額とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第13条 略

(雑則)

第14条 略

附則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改正前				
別表(第2条、第3	条関係)	別	別表(第2条、第3条関係)				
機関	機関 職員			機関	職員		
略			略	}			
知 本庁	統轄監 部長 本部長 所長		知	本庁	統轄監 部長 理事監 本部		
事	理事監 美術館整備監 会		事		長 会計管理者 次長 参事		
0	計管理者 次長 局長 参事		Ø		監 文化振興監 局長 官房		
事	監 原子力安全対策監 文化		事		長 所長 サイクルツーリズ		
務	振興監 経済産業振興監 課		務		ム振興監 原子力安全対策監		
部	長(農業大学校の課長を除		部		経済産業振興監 課長(農		
局	く。) 室長(衛生環境研究所		局		業大学校の課長を除く。)		
	の室長を除く。) 副局長				室長(衛生環境研究所の室		
	校長 館長 副所長 副校				長を除く。) 副局長 副本		
	長 参事 副本部長 官房長				部長 副官房長 校長 副校		
	副官房長 危機管理専門官				長 館長 危機管理専門官		
	危機管理情報官 原子力モニ				危機管理情報官 原子力モ		
	タリング専門官 副館長(美				ニタリング専門官 参事 税		
	術館の副館長に限る。) 課				務専門員 医長 課長補佐		
	長補佐(課内業務の総括又は				(課内業務の総括又は庶務に		
	庶務に関する事務を行う課長				関する事務を行う課長補佐、		
	補佐、総務課の課長補佐のう				総務課の課長補佐のうち知事		
	ち知事若しくは副知事の秘書				若しくは副知事の秘書又は庁		
	又は庁舎の秩序の維持に関す				舎の秩序の維持に関する事務		
	る事務を行うもの、人事企画				を行うもの、人事企画課の課		
	課の課長補佐及び職員支援課				長補佐及び職員支援課の課長		
	の課長補佐のうち職員の福利				補佐のうち職員の福利厚生に		
	厚生に関する事務を行うもの				関する事務を行うものに限		
	に限る。) 総括主計員 係				る。) 総括主計員 主計員		
	長(総務課の係長のうち知事				係長(総務課の係長のうち		
	又は副知事の秘書に関する事				知事又は副知事の秘書に関す		
	務を行うもの、人事企画課の				る事務を行うもの、人事企画		
	係長、職員支援課の係長のう				課の係長、職員支援課の係長		
	ち職員の福利厚生に関する事				のうち職員の福利厚生に関す		
	務を行うもの及び会計指導課				る事務を行うもの及び会計指		
	の係長のうち資金運用に関す				導課の係長のうち資金運用に		
	る事務を行うものに限る。)				関する事務を行うものに限		

	総合事務所	主計員 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長 耐長 副局長 副所長 参事監 課長(児童相談所の課長を除く。) 支所長室長 チーム長 次長(児童相談所の次長に限る。) 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う主幹に限る。) 上幹(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う主幹に限る。)			総合事務所	る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の言うを職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長(児童相談所の課長を除く。) 支馬 (児童相談所の課長を除く。) 支馬 (児童相談所の課長を除く。) 変事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
	倉吉総合看護	校長 副校長 課長(総務課		ŀ	倉吉総合看護	校長 副校長 教務課長 次
	専門学校	及び教務課の課長に限る。)			専門学校	長
	略	DES DESTRICT MARKET 124 BOX			略	
	皆成学園	園長 次長 課長(総務課及			皆成学園	関長 次長 課長 (養護課の
	自从于图	<u>び</u> 養護課の課長に限る。) 所長			百八十四	課長に限る。) 所長
	総合療育セン	院長 院長代理 副院長 事			総合療育セン	院長 副院長 事務部長 看
	ター	務部長 看護部長 リハビリ			ター	護部長 リハビリテーション
		テーション部長 看護師長				部長 看護師長
	略			ŀ	略	
	食肉衛生検査				食肉衛生検査	
	所				所	MA MA
		所長 次長				
	合サポートセ ンター					
	略				略	
	県土整備事務	所長 副所長 課長 参事			県土整備事務	所長 副所長 課長 室長
	所	課長補佐(庶務又は庁舎管理			所	参事課長補佐(庶務又は庁
		に関する事務を行う課長補佐				舎管理に関する事務を行う課
		に限る。)		ļ		長補佐に限る。)
	略				略	
教	教育本庁	次長 理事監 教育次長 参			教育本庁	次長 局長 理事監 教育次
育	委員	事監 課長 室長 参事 セ		旨	委員	長 参事監 美術振興監 課
委	会事	ンター長 教育人材開発主査	7	委	会事	長 室長 参事 センター長

会の 査課長補佐(課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長(教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち為与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事のうちん事に関する事務を行うものに限る。) 監察 6 事主事 6 8 9 9 9	、材開発主査 義務教
事務	高校教育主査 課長
務 長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長(教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。) 管理主事(教育人材開発課の係長のうち 給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事(教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。) (教育総務課及び教育人材開発課のに限る。) 略 略 略 内事委員会事務局局長次長課長主幹係長 <u>副主幹</u> 主事 本 所 人事委員会事務局局長次長主事 略 略	界内業務の総括又は庶
部	る事務を行う課長補
に関する事務を行うものに限 る。) 係長(教育総務課の 係長のうち人事又は企画調整 に関する事務を行うもの及び 教育人材開発課の係長のうち 給与又は人事に関する事務を 行うものに限る。) 管理主 事(教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 略 略 略 略 略	育総務課の課長補佐及
等	、材開発課の課長補佐
係長のうち人事又は企画調整 に関する事務を行うもの及び 教育人材開発課の係長のうち 給与又は人事に関する事務を 行うものに限る。) 管理主 事 (教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	合与又は人事に関する
に関する事務を行うもの及び 教育人材開発課の係長のうち 給与又は人事に関する事務を 行うものに限る。)管理主 事(教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。)主事 (教育総務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 格 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 <u>副主幹</u> 主事 略	行うものに限る。)
教育人材開発課の係長のうち 給与又は人事に関する事務を 行うものに限る。) 管理主 事 (教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 本 本 本 のに限る のに限る 務課及び 事のうち 治与、人事 でしている。) 略 略 本 本 本 のに限る。) 略 本 本 を に限る。) 略 本 本 を に限る。) 略 本 本 を に限る。) 略 本 本 を に限る。) 略 本 本 を に限る。) を 本 を に限る。) を 本 を に限る。) を 本 を に限る。) を を を に限る。) を を を を を に限る。) を を を を を を を を を を を を を を	(教育総務課の係長の
総与又は人事に関する事務を 行うものに限る。) 管理主 事 (教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	取ります できます ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まままま
行うものに限る。) 管理主 事 (教育人材開発課の管理主 事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格 格	:行うもの及び教育人
事(教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 有人材開 ち人事に のに限る 育人材開 ち人事に のに限る 務課及び 教育総務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 略 略 略 略 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係長 副主幹 主事 内事委員会事務局 局長 次長 主事 略	県の係長のうち給与又
事のうち人事に関する事務を 行うものに限る。) 育人材開 ち人事に のに限る 務課及び教育人材開 発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 務課及び 事のうち 調整に関 に限る。) 略 略 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 副主幹 主事 本 略 人事委員会事務局 局長 次 長 主事	関する事務を行うも
 行うものに限る。) 主事 (教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。) 略 略 略 内事委員会事務局局長次長課長主幹係長<u>副主幹</u>主事 略 本人事委員会事務局局長次長課長主幹係長<u>副主幹</u>主事 略 	5。) 管理主事(教
(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。) のに限る務課及び事のうち調整に関する事務を問意に関する事務を行うものに限る。) 略 略 略 略 本 長 副主幹 主事 略 本 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係長 副主幹 主事 人事委員会事務局 局長 次長 主事 略 本	月発課の管理主事のう
発課の主事のうち給与、人事 又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 務課及び 事のうち 調整に関 に限る。) 略 略 内事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 副主幹 主事 人事委員会事務局 局長 次長 主事 略 略	Z関する事務を行うも
又は企画調整に関する事務を 行うものに限る。) 事のうち 調整に関 に限る。) 略 略 格 略 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係長 副主幹 主事 人事委員会事務局 局長 次長 主事 略 日長 次長 主事	5。) 主事(教育総
行うものに限る。)	が教育人材開発課の主
略 略 略 略 格 略 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 副主幹 主事 人事委員会事務局 局長 次 長 主事 略 日長 次 長 主事	か給与、人事又は企画
略 略 Mage	する事務を行うもの
略 略 BB 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係長 副主幹 主事 BB BB A事委員会事務局 局長 次長 主事 BB BB BB BB BB BB BB BB BB)
略 略 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 副主幹 主事 人事委員会事務局 局長 次 長 主事 略 略	
人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係 長 副主幹 主事 長 主事 略 略	_
長 <u>副主幹</u> 主事 略	
略 略	次長 課長 主幹 係
	F
労働委員会事務局 │ 局長 次長 │ │ │ │ 労働委員会事務局 │ 局長 次	
	(長 <u>課長</u>
略略	
備考略備考略	

附 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第17号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正 後		改	正 前
1	(第2条関係) ~9 略 大山町]	長(第2条関係) L ~9 略 0 大山町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	町長部局	課長 会計管理者 事		町長部局	課長 会計管理者 参
		務局長 参事 地方創			事 事務局長 課長補
		生監 課長補佐(総務			佐(総務課に所属する
		課に所属するものに限			ものに限る。)
		る。)			
	略			略	
11	~26 略		1	1~26 略	
備	考 略		仿	青考 略	

附則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

5日(左欄に掲

げる子が2人以

上の場合にあっ ては、10日)を

超えない範囲内

でその都度必要

と認める期間

(特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

(12の3) 次に掲げる子 一の年において (配偶者の子を含む。以 下この号において同じ。) を養育する職員が、その 子の看護(負傷し、若し くは疾病にかかったその 子の世話又は疾病の予防 を図るために必要なもの として人事委員会が定め るその子の世話を行うこ とをいう。)のため、又は その子に児童福祉法第6 条の2の2第2項に規定 する児童発達支援を受け させるため勤務しないこ とが相当であると認めら れる場合

<u>ア</u> 15歳に達する日以後 の最初の3月31日まで の間にある子

<u>イ</u> その他その子の年 齢、傷病の程度その他 の事情を考慮して職員 (特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

(12の3) 15歳に達する日 以後の最初の3月31日ま での間にある子(配偶者 の子を含む。以下この号 において同じ。) を養育す る職員が、その子の看護 (負傷し、若しくは疾病 にかかったその子の世話 又は疾病の予防を図るた めに必要なものとして人 事委員会が定めるその子 の世話を行うことをい う。) のため、又はその子 に児童福祉法第6条の2 の2第2項に規定する児 童発達支援を受けさせる ため勤務しないことが相 当であると認められる場 合

一の年において 5日(その養育 する15歳に達す る日以後の最初 の3月31日まで の間にある子が 2人以上の場合 にあっては、10 日)を超えない 範囲内でその都 度必要と認める 期間

による看護が必要であ ると人事委員会が認め る子 略 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

(12の3) 次に掲げる子 一の年において (配偶者の子を含む。以 下この号において同じ。) を養育する職員が、その 子の看護(負傷し、若し くは疾病にかかったその 子の世話又は疾病の予防 を図るために必要なもの として人事委員会が定め るその子の世話を行うこ とをいう。)のため、又は その子に児童福祉法第6 条の2の2第2項に規定 する児童発達支援を受け させるため勤務しないこ とが相当であると認めら れる場合

<u>ア</u> 15歳に達する日以後 の最初の3月31日まで の間にある子

イ その他その子の年 齢、傷病の程度その他 の事情を考慮して職員 による看護が必要であ ると人事委員会が認め る子

5日(左欄に掲 げる子が2人以 上の場合にあっ ては、10日)を 超えない範囲内 でその都度必要 と認める期間

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

(12の3) 15歳に達する日 以後の最初の3月31日ま での間にある子(配偶者 の子を含む。以下この号 において同じ。)を養育す る職員が、その子の看護 (負傷し、若しくは疾病 にかかったその子の世話 又は疾病の予防を図るた めに必要なものとして人 事委員会が定めるその子 の世話を行うことをい う。) のため、又はその子 に児童福祉法第6条の2 の2第2項に規定する児 童発達支援を受けさせる ため勤務しないことが相 当であると認められる場

一の年において 5日(その養育 する15歳に達す る日以後の最初 の3月31日まで の間にある子が 2人以上の場合 にあっては、10 日)を超えない 範囲内でその都 度必要と認める 期間

令和6年3月29日	金曜日	鳥	取	県	公	報	号外第 41 号
略		72				略	371710 == 3

附則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

> 鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別表第 1 行政職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)	別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)
職務の級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 組織	職務の級 組織 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級
知 本 政策 政 策 企画課 事 庁 戦略 戦 略	知 本 政策政策企画課 課長 事 庁 戦略戦略 関西本部 チーチー
の 本部 局 略	の 本部
8 略	務略
局 輝く <u>とっ</u> 人口減少社会 鳥取 <u>とり</u> 対策課	
都遊 <u>蕃 ら</u> 本部 <u>世</u> 推	創造
路	
地域 市町村課 課長 社会 美術館 館長 館長	地域市市特課社会
源 副 館 副 館 長 長	部
ねんりんピックは3式た け鳥形2024実施本部事	
務局 福祉 ささ 福祉 保健課 課長	福祉さき福祉保健課 課長
保健 え あ	保健え あさえあい福 副 局
41局	社局
長	
生活 環境立県能進課 課長	整 生活 環境立県能進課 課長 課長
環境 部 くらしの 消費生活 次長 次長 所長	環境 衛生環境研究所 次長 次長 次長 次長 所長 次長 所長 次長 所長 次長 アルトル アルトルル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトルル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトルル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトルル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトルル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトル アルトルル アルトル アルトルル アルトルルル アルトルル アルトルル アルトルル アルトルル アルトルルル アルトルルル アルトルルル アルトルル アルルルル アルルルル アルルルル アルルルル アルルルルル アルルルルル アルルルルルルルル
安心局 センター	安心局 センター
福祉衛生環境研究所 保健	
部· 生活	
塚垵	
略 本庁共通 (本庁の他の項に 主事 主事 係長 課 長 課 長 副 局 所長 次長 統 轄	略 本庁共通(本庁の他の項に 主事 主事 保長 課 長 課 長 副 局 所長 次長 統 轄
職が掲げられている場合 機 械 機 械 主 計 補佐 樹 長 危 機 局長 監 は、当該職については本項 技師 良 総 括 総 括 課長 管 理 原 子 部長	職が掲げられている場合機 械機 械 主 計 補佐 補佐 長 危機 局長 監 は、当該職については本項 技師 技師 員 総 括 総 括 課長 管 理 原 子 部長
の規定を適用しない。) 電 気 電 気 副 主 主 計 主 計 室長 専 門 力 安 <u>美</u> 術 技師 技師 株 員 員 所長 官 全 対 館 整	の規定を適用しない。) 電 気電 気副 主主 計主 計 室長 専 門力 安 技師 技師 幹 員 員 所長 官 全 対
薬剤薬剤教務 危機官房策艦 <u>備監</u> 師 節 主任 管理長 会計	薬 剤薬 剤 教 務 <u>主 計 主 計</u> 危 機 官 房 策監 師 師 主任 <u>員</u> 員 管 理 長 サイ 会 計
衛生衛生情報管理	衛生衛生 <u>理学税務税務</u> 情報 <u>校長</u> <u>クル</u> 管理
技師 技師 割枝	理学 <u></u> <u> </u>
管理教務教務力モ長栄養主幹 主幹 ニタ	<u>療 法療 法</u> 管 理 教 務 教 務 力 モ <u>ム 振</u> 長 土 土 栄 養 主幹 二 夕 <u>興</u> 監
保健保健主任 専技専技リン 文化 師 歯科主幹 主幹 グ専 振興	保 健 保 健 主任 専 技 専 技 リ ン 文 化 節 節 歯 利 主幹 主幹 グ 専 振 興
	<u>春 護 看 護</u> 衛 生 <u>用 地</u> 門 店 監 <u>主幹</u> <u>主幹</u> 副 本
管理管理農業主幹 註幹 部長 <u>館整</u> 栄養栄養専門 <u>管理</u> 管理	管理管理農業主幹 主幹 部長 栄養栄養専門 官房
士 士 技術 <u>栄養栄養</u> 長 経済 歯科歯科員 <u>主幹</u> 副官 産業	士 士 技術 長 経済 歯科歯科員 副官 産業
衛生衛生林業 <u>歯科</u> 樹科房長 振興 士 士 専門衛生衛生校長 監	衛 生 衛 生 林 業 房長 振 興 士 士 専 門 校長 監
技術 <u>主幹</u> 主 <u>幹</u> 館長 本部 員 <u>檢查檢查</u> 参事 長	<u>商工商工</u> 技術 <u>技師</u> <u>技師</u> 員 参事 長
農 林 農 林 <u>主幹</u> 理 事 技師 技師	農林農林
造園造園	造園造園

			水技土技建技講学員 スー指主観誘チフ産師 木師 築師師 芸補 ポツ導事 光客ーコ	技土技建技講学員 スー指主観誘チフ師 木師築師師芸補 ポツ導事 光客ーコ				主教総検専員検専員任受 括査門 査門						技土技建技講学員映監スー指主観誘チフ師、木師築師師芸補・画督ポツ導事光客ーコ	フコ				主教総 検専員 検専員任受 括査門 査門		
			ィネ	"ーデ ィネ ータ										ィネ	ーディネ ータ						
地	略		_	_							地	略		_	_						
方機	倉吉総合看護 略	門門字校	L	Ш —	<u></u>	課長	課長				機	會吉総合看護 略	界"学校				次長	次長		 	
関	喜多原学園 皆成学園	養護課		$\vdash \exists$	\vdash	次長	次長	園長 課長			-	喜多原学園 皆成学園	養護課			課長	次長保育	次長 保育	國長 課長		
		皆成学園共通	<u> </u>	\sqcup	\vdash	ac F	at F	園長	園長	\perp			皆成学園共通				士長	振り	園長	園長	
		(皆成学園の				所長 次長	所長 次長	所長	国政				(皆成学園の				次長	次長	所長	国政	
		他の項に職が 掲げられてい				課長	課長	次長					他の項に職が 掲げられてい				課長 展	課長	次長		
		る場合は、当 該職について											る場合は、当 該職について				補佐	補佐			
		は本項の規定を適用しな											は本項の規定 を適用しな								
		を週用しない。)											を週用しな い。)								
	略 食肉衛生検査	所	$\overline{}$			次長	次長	l			-	略 食肉衛生検査	Ti and the second	l			次長	次長	l		
		給サポートセン		П		次長	次長	虒	所長												
	ター 略				ш						-	略		<u> </u>					<u> </u>		
	県土整備事務	新						副所長課長	所長 副 所 長			具土整備事務	听						副長課長室長	所長 副 所 長	
	略			 T	'					<u> </u>	ļ	略		I	ı			1			
	工事検査事務	SHYT						所長				工事検査事務	T .						所長 検 査 専 門		
					Ш						ļ								員		
	地方機関共通	Í	機械	主事 機 械	副主	補佐	補佐	参事				地方機関共通		機械	主事機 械	副主	補佐	補佐	税務		
			技師			中山								技師電 気	技師 電 気	幹 査察		中山間地	専門員		
			電気	電気	査 察	間 地	间 聉							技師				城 振			
			技師	電気 技師	指導	堿 振	堿 振											爾 11	東胆		
			技師 衛 生	技師 : 衛 生 技師	指導 員 身体	域	域				J			衛 生 技師	衛 生 技師	員 身 体	興 リ ー ダ	興リーダ	専門員		
			技師 衛 生	技師 衛生 技師	指導 員	城興一一	城興一一							衛生	衛生	員 身体 障害	興 リ ー ダ ー	ー ダ ー	専門		
			技師 衛生 技師 農林	技師 衛生 技師 農林	指員身障者祖司	城興一一主	城興 ーー 主幹	検査門員						衛生技師 工技師 株	衛生 技師工農林	員身障者祉司	興 リ ガ <u> 主幹</u>	ー ダ ー 税 務 <u>主幹</u>	専門		
			技師 生 農 技師 屋	技師生 技師 株 技師 園	指員身障者祉知障導 体害福 的害	城興一一主 普主幹 及幹	城興一一主 普及	検査門員						衛技商技農技造	衛技商技農技造	員身障者祉知障体害福司的害	興一一税主普主幹	ー 一 税 務 主幹 主幹	専門		
			技術 技 農 技造技术 林 園師 産	技術 生 機 技造技术 株師 園師 産	指員身障者祉知障者祉導 体害福司的害福司	城興一一主 普幸 及	城興一一主 普及	検査門員						衛技商技能機技能力	衛技商技農技師	員身障者祉知障者	興一一税主普主幹	ー 一 税 務 主幹 主幹	専門		
			技術 技 農 技造 技水 技師 生 林 斯 園 師 産	技術 技 農 技造 技水 技師 生 林 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指員身障者祉知障者祉導 体害福司的害福司	城興一一主 普主 検振リダ 及 査	城興一一主 普主 検振リダ 及 査	検査門員						衛技商技農技造技水技師	衛技商技農技造技术技師生 工厂林师園师産	員身障者祉知障者祉保体害福 的害福 育	興一一税主普主用リダ 務幹及幹地	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技師生 林師園師産師木師	技術技 農技造技水技土技師生 林師園師産師木師	指員身障者祉知障者祉 副導 体害福司的害福司 保	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技力農技造技术技工技师生 工一林 園 産 木	衛技商技 農技造技术技士技生 工厂 林 園 師 産 師 木	員身障者祉知障者祉保土副体害福司的害福司育長保	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建	技衛技 農技造技水技工技建	指員身障者祉知障者祉 副育導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	城興一一主 普主 検振リダ 及 査	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技	衛技商技農技造技术技士技建技生工厂林爾爾産師木師築師	員身障者祖知障者祖保土副育長体害福司的害福司育民保士	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建	技衛技 農技造技水技工技建	指員身障者祉知障者祉 副育導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技精生 工厂 林 園 産 木 縣 神	衛技商技 農技造技水技土技建技精生 工厂 林 園 師 産 市 木 師 築 師 神	員身障者祉知障者祉保士副育長精体害福司的害福司育民保士神	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建	技衛技 農技造技水技工技建	指員身障者祉知障者祉 副育導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技精保温生 生 工厂 林师 圆师 産師 木師 築師 神健社	衛技商技農技造技术技工技建技精保温生師工師林师園師産師木師築師神健祉	員身障者祉知障者祉保士副育長精保福体害福司的害福司育長保士 神健祉	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建技 児師生師 林師園師産師木師築師 童	技術技 農技造技术技士技建技 児师生師 林師園師産師木師築師 童	指員身障者祉知障者祉 副育長導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技 農技造技术技士技建技精保福工児生工具体 圆角 產師 木師 築師神健祉 童	衛技商技 農技造技术技工技建技精保福工児生师工厂 林 園師産師木師築師神健祉 童	員身障者祉知障者祉保士副育長精保福主児体害福」的害福一資長保士 神健祉任童	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建技 児福斯生師 林師園師産師木師築師 童祉	技術技 農技造技术技士技建技 児福斯生師 林師園師産師木師築師 童祉	指員身障者祉知障者祉 副育長導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技 農技造技水技土技建技精保温土児福生所工厂 林 圆饰 産師 木師 築師 神健祉 童祉	衛 技商 技 農 技 造 技 水 技 土 技 建 技 精 保 福 土 児 福 生 師 工 師 林 師 園 師 産 師 木 師 築 師 神 健 祉 童 祉	員身障者祉知障者祉保土副育長精保福主児福体害福司的害福司育長保士、神健祉氏童祉	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建技 児福司社師生師 林師園師産師木師纂師 童祉 会	技術技 農技造技术技士技建技 児福司社師生師 林師園師産師木師祭師 童祉 会	指員身障者 祉知障者 祉 副育長導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技精保	衛技商技農技造技术技工技建技精保區工児福司社生師工師 林師園師産師木師築師神健社 童祉 会	員身障者祉知障者祉保士副育長精保福主児福主社体害福司的害福司育長保士、神健祉任童祉任会	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技工技建技 児福司社福主師生師 林師園師産師木師築師 童祉 会祉事	技術技 農技造技术技工技建技 児福司社福主師生師 林師 國師産師 木師祭師 童祉 会祉事	指員身障者祉知障者祉 副育長導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技精保區土児福司社福主生師工師 林師園師産師木師 築師神健祉 童祉 会祉事	衛技商技人 人名 计图 医角球 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲	員身障者祉知障者祉保土副育長精保福主児福主社福主は体害福」的害福司育民保士、神健社任意社任会祉任	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		
			技術技 農技造技水技土技建技 児福司社福主精師生師 林師園師産師木師纂師 童社 会社事神	技術技 農技造技术技士技建技 児福司社福師生師 林師園師産師木師築師 童祉 会祉	指員身障者祉知障者祉 副育長導 体害福司的害福司 保士	城興一一主 普主 検主保服リダ 及幹 査幹育	域興一一主 普主 検主保	検査門員						衛技商技農技造技水技土技建技精保區土児福司社福主精生新工師 林師 園師 産師 木師 築師 神健祉 童祉 会祉事神	衛技商技農技造技术技工技建技精保區工児福司社福生师工师 林师 園師 産師 木师 築師 神健社 童社 会社	員身障者祉知障者祉保土副育長精保福主児福主社福主精体等福司的害福司育。保士、神健社任、童社氏会社氏神	興一一税主普主用主	ー 一 税 <u>主幹</u> 普	専門		

	心判員児心司児自支專員児指員 保師改普員林改指員児生支員保理定 蜜理 蜜立援門 蜜導 健 良及 業良導 蜜活援 育心判員児心司児自支專員児指員 保師改普員林改指員児生支員保理定 童理 蜜立援門 蜜導 管荣主職訓指主 <u>普升</u> 蛋活援 育年美工職訓指主 <u>普升</u>			见心司见自支專員见指員生指員保師改善聲理 童立接門 童導 活導 健 良及童 人名英格兰 医牙唇 医牙唇 医皮质	判主児心主児指主医ソシルーニ任管栄主職制指定任 童理任 童選任 寮ニャワカ主 理養 業練導 (一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
数		左 補佐 室長 局長 主 <u>主幹</u> 参事 次長 室長	教教教育育	路棒数有課	係長 課 長 課 長 課 報佐 縮佐 室 参 室長 室長 室長	事 次長
員会事務局 局の B <td></td> <td></td> <td>員会事務局及び略</td> <td>联</td> <td></td> <td>次長 次長 后 美 術 振 興 監</td>			員会事務局及び略	联		次長 次長 后 美 術 振 興 監
共	主事 集 部 性 数 相 数 司 主事 集 部 体 题 主 建 接 的 板 技 電 技 的 不	書 司 書	教育機関	建 築 技師 技師 機 械 機 械	相 談	
監査委員事務局	監査課長 主任 主幹 副主主幹 幹	査 監 査 参事 局長 : 主幹	路 事務 監查委員事務局 局長		監査課長 課長 次副主監査監査を 幹 主幹 主幹	
	<u>+r</u>		v = 3v 1 = 4 = 0 = 10 = 10	主事主事	係長 課長 課長 次	長 事務事
人事委員会事務局 労働委員会事務局	主事主事係長課長副主主幹整	: 主幹 局長	局長	主事主事	主幹主幹	局長 局長 局 事務事

表第:	3 教育職給 	料表(1)級別職務 職務の級	分類表(第2条関係)	1	1		別表第3	教育職船	料表(1)級別職 職務の級	勞分類表(第2条関係)	1	1 1	
組織		相関がリンパタ	1級	2級	特2級	3級	4級	組織		州取り分りが久	1級	2級	特2級	3級	4á
教育	略			ı		1		教育	略			I.	l .	1	
機関	教育委員会事	娲局		係長	課長補佐	教育人材開		機関	教育委員会事	務局		係長	課長補佐	教育人材開	
及び				指導主事	次長	発主査		及び				指導主事	次長	発主査	
放育				社会教育主	係長	指導主査		教育				社会教育主	係長	指導主査	
委員				事	指導主事	社会教育主		委員				事	指導主事	社会教育主	
会事				管理主事	社会教育主	査		会事				管理主事	社会教育主	査	
务局				文化財主事	事	高校教育主		務局				文化財主事	事	高校教育主	
				健康管理主		査						健康管理主		査	
				事	文化財主事	1						事	文化財主事	課長補佐	
					健康管理主	次長						朝門員	健康管理主	次長	
					事							学芸員補	事		
													朝門員		
mér								mér					学芸員補		
略明事	本庁			課長補佐	課長補佐			略 知事	太庁			課長補佐	課長補佐		
事	.174			主幹	主幹			の事	174			INIQ. IIIII.A.	MAG TIBLE		
等部				係長	係長			務部				係長	係長		
司				副主幹	副主幹			局					1		
				総括専門員	総括専門員							総括専門員	総括専門員		
				朝門員	朝門員							専門員	朝門員		
	<u></u>			文化財主事	文化財主事							文化財主事	文化財主事		
	地方機関	総合県民		係長	係長				地方機関	総合県民		係長	係長		
		事務福祉		副主幹	副主幹					事務福祉					
		所 局児								所 <u>局</u>					
		<u>竜</u> 相													
		談所													
		公文書館		課長補佐	課長補佐	総括専門員				公文書館		課長補佐	課長補佐	総括専門員	
				<u>主幹</u>	主幹										
				副主幹	副主幹							60 LT HP	60 Lt m-		
				総括専門	総括専門							総括専門	総括専門		
				員	員							員	員		
		男女共同参画		専門員 課長補佐	専門員 課長補佐	 				男女共同参画		専門員 課長補佐	専門員 課長補佐	 	
		男女共同参画 センター		課長補佐 主幹	課長補左 主幹					男女共同参画 センター		DECEMBLE.	DADCHHIA:		
		とノノー		王幹 係長	王幹 係長					ヒンクー		係長	係長		
				副主幹	副主幹							MAK	ONE		
		埋蔵文化財セ		係長	係長					埋蔵文化財セ		係長	係長	係長	
		ンター		副主幹	副主幹					ンター				21353	
		1 .		文化財主	文化財主					1		文化財主	文化財主		
				事	事							事	事		
		青谷かみじち		係長	係長					青谷かみじち		係長	係長		
		史跡公園		副主幹	副主幹					史跡公園					
				文化財主	文化財主							文化財主	文化財主		
				事	事							事	事		
		むきばんだ史		係長	係長					むきばんだ史		係長	係長	係長	
		跡公園		副主幹	副主幹					跡公園					
				文化財主	文化財主							文化財主	文化財主		
				事	事							事	事		
		鳥取看護専門		副校長		副校長				鳥取看護専門		副校長		副校長	
		学校		<u>主幹</u>						学校					
				教務主幹								教務主幹			
				副主幹											
				教務主任								教務主任			
		<u> </u>		講師								講師			
		倉吉総合看護		副校長		副校長				倉吉総合看護		副校長		副校長	
		専門学校		課長		課長				専門学校		課長		課長	
				<u>主幹</u>								totaet.			
				教務主幹								教務主幹			
				副主幹								del who \ I =			
				教務主任								教務主任			
		let li lerete e		講師	ru					look I lands		講師	tr w		
		福祉相談セン		係長	係長					福祉相談セン		係長	係長		
		ター bb-b-900m		副主幹	副主幹					ター		15 W	<i>I</i> ♥ ₩	神馬子かり	
		皆成学園		係長	係長					皆成学園		係長	係長	課長補佐	
i de	mér			副主幹	副主幹	<u> </u>		544 - Ar-	mée			1	<u> </u>	<u> </u>	
考	略							備考	邱合						
· 2007	4 粉容毗外	料表(2)級別職務	公籽走 /	笛 9 冬田(で)				別本年	粉容胜外	料表(2)級別職	你公稻本 /	笛り冬田(で)			
(#)	* 软月椒稻 	Pt表(2)放別職務 職務の級					1	加衣第4	: 教育概括	**・表(2) 救別職 職務の級					
1職	_	利成分リカス	1級	2級	特2級	3級	4級	組織	_	相対分・外交	1級	2級	特2級	3級	4 <i>i</i>
略略				1		<u>. </u>		胎		_		<u> </u>	i	<u>. </u>	
哈	略							教育	略						
	教育委員会事	木庁		係長	課長補佐	教育人材開			教育委員会事	1 木庁		係長	課長補佐	教育人材開	
	教育安貝宏事 務局	44.1		作長 指導主事	深長棚匠 次長	教育人材開 発主査		及び		H 144/1		你長 指導主事	次長	教育人材開 発主査	
とかり	2,73719			社会教育主		完主宣 指導主査		教育	1/3/149			社会教育主		完主宣 指導主査	
以 長 長				社会教育王 事		1		委員				在会教育王事	係長 指導主事	指導王登 社会教育主	
海						社会教育主		安貝				1		1	
- 46-				管理主事	社会教育主	1						管理主事	社会教育主	1	
		1		文化財主事	事	義務教育		務局				文化財主事	事	義務教育	
		1		feds, sales Anto											
				健康管理主		主査						健康管理主		主査	
漏				健康管理主 事	管理主事 文化財主事 健康管理主	課長補佐						健康管理主事 専門員	管理主事 文化財主事 健康管理主	課長補佐	

													専門員 学芸員補		
ate starte	略		agent and 2 for a	am set Liber					略		size == 1 =	114	em to the		
事本庁事			課長補佐	課長補佐 主幹			知事の事	本庁			課長補	脏	課長補佐		
部			<u>主幹</u> 係長	係長			務部				係長		係長		
			副主幹	副主幹			局								
			総括専門員								総括専		総括専門員		
			専門員 文化財主事	専門員 文化財主事							専門員 文化財		専門員 文化財主事		
地方機関	総合県	民	係長	係長				地方機関	総合県	民	係長	III	係長		
	事 務 <u>福</u> 所 局	祉 児	副主幹	副主幹					事務福局						
	室 談 公文書館	<u>相</u> 近	課長補佐	課長補佐	総括専門員				公文書館		課長補	此	課長補佐	総括専門員	
	200		主幹	主幹副主幹	10011 01 194				2001		W/QC/III	UI-A-	WO TIBLE	NAME OF BACK	
			総括専門員								総括専	門員	総括専門員		
			朝門員	朝門員							朝門員		朝門員		
	男女共同をセンター	神	課長補佐	課長補佐					男女共同参センター	画	課長補	脏	課長補佐		
	629-		主幹 係長	主幹 係長					629-		係長		係長		
			副主幹	副主幹							1				
	埋蔵文化則	te	係長	係長					埋蔵文化財	セ	係長		係長	係長	
	ンター		副主幹	副主幹					ンター		de AleB	14->-	** // B+ ->-		
			文化財主 事	文化財主 事							文化貝 事	41 土	文化財主 事		
	青谷かみし	:5	係長	係長					青谷かみじ	5	係長		係長	1	
	史跡公園		副主幹	副主幹					史跡公園						
			文化財主 事								文化具	材主	文化財主 事		
	むきばんた	²ф	事 係長	事 係長					むきばんだ	ф	事 係長		事 係長	係長	-
	跡公園		副主幹	副主幹					跡公園	~	ИСС		DICK	DICK	
			文化財主事								文化財	注事	文化財主事		
	福祉相談十	ニン	係長	係長					福祉相談セ	ン	係長		係長		
	9-		副主幹	副主幹					9-		tr m		er m	am tot Libit i	
	皆成学園		係長 副主幹	係長 副主幹					皆成学園		係長		係長	課長補佐	
第5 研究職給	職務の級	第分類表(第 1級	至 2級 室長補佐	3級	4級 所長	5級	組織	5 研究職給料	職務の級	系分類表(第 1級	2級 室長補佐	: 9	3級 チーム長	4級 所長	5級
第5 研究職給	職務の級		2級				別表第 組織 知事 の事 務部	衛生環境研究	職務の級		2級	: 9			
第 5 研究職給 職	職務の級	1級	2級室長補佐		所長		別表第: 組織 知事の事	衛生環境研究所	職務の級	1級	2級 室長補佐 サブチー	: <u>9</u>	チーム長	脈	
第 5 研究職給	職務の級	1級	2級				別表第 組織 知事 の事 務部	衛生環境研究	職務の級 所	1級	2級 室長補佐 サブチー	: <u>2</u> 	チーム長		
第5 研究職給 1事 衛生環境所列 1事 衛生環境所列 15 新 16 新 17 新 18 新 18 新 19 新	職務の級 野所 部局共通(知 弱の他の項に れている場合	1級	2級 室長補佐 副主幹	室長 <u>主幹</u> 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長		別表第 組織 知事 の事 務部	衛生環境研究 略 知事の事務部	職務の級 所 「局共通(知 の他の項に	1級	2級 室長補佐 サブチー 長	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	チーム長	所長 所長 場長 次長	
第5 研究職給 御生環境所列 事等の事務的 職が掲げらえ は、当該職は	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員	室長主幹	所長		別表第 組織 知事 の事 務部	衛生環境研究 略 知事の事務部 事の事務部局 職が掲げられ は、当該職に	職務の級 所 高井通(知 の他の項に でいる場合 ついては本	1級	2級 室長補佐 サブチー 長	: <u>2</u>	チーム長 室長	MF.	
第5 研究職給 温齢 中事 等部 別事の事務部 職が掲げらは は、当該職 項の規定を通	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員	所長 所長 場長 次長 参事		別表第二組織知事の事務部局	衛生環境所究 略 知事の事務部 事の事務部 は、当該職に 項の規定を適	職務の級 所 高井通(知 の他の項に でいる場合 ついては本	1級 学芸員 研究員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸!	: 2	于一五長 室長 主幹学芸員 上席研究員	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職給 識 ま事事 部 別 野 野 野 野 野 野 野 野 野 の の の 事 の の の は 、 当 は 、 当 は は は は は は は は は は は は は	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別表第組織事事部	衛生環境研究 略 知事の事務部 事の事務部局 職が掲げられ は、当該職に	職務の級 所 高井通(知 の他の項に でいる場合 ついては本	1級	2級 室長補佐 サブチー 長	: 2	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職給 温齢 中事 等部 別事の事務部 職が掲げらは は、当該職 項の規定を通	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別表第一組織事事部の務局教機	衛生環境所究 略 知事の事務部 事の事務部 は、当該職に 項の規定を適	職務の級 所 に同共通(知 にの他の項に でいる場合 ついては本 用しない。)	1級 学芸員 研究員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸!	三 五	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職給 識 ま事事 部 別 野 野 野 野 野 野 野 野 野 の の の 事 の の の は 、 当 は 、 当 は は は は は は は は は は は は は	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別表 組知の務局 教機及教育	衛生環境研究 略 知事の事務部 職敵が掲げられ は、当該職に 項の規定を適 教育機関	職務の級 所 に同共通(知 にの他の項に でいる場合 ついては本 用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任研究!	三 五	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職給 識 ま事事 部 別 野 野 野 野 野 野 野 野 野 の の の 事 の の の は 、 当 は 、 当 は は は は は は は は は は は は は	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別 組知の務局 数機及数委	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は、当該職 教育機関 教育委員会事	職務の級 所 に同共通(知 にの他の項に でいる場合 ついては本 用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任研究!	三 五	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職総 議 事事 部 野 野 野 野 野 野 野 の の の 事 の の の の 事 形 の の の の の の に は に い に は に に に に に に に に に に に に に	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別表 組知の務局 教機及教育	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は、当該職 教育機関 教育委員会事	職務の級 所 に同共通(知 にの他の項に でいる場合 ついては本 用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任研究!	三 五	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
議 (本学)	職務の級 野所 部局共通(知 局の他の項に れている場合 については本	1級 学芸員 研究員	全級 室長補佐 副主幹 主任学芸員 主任研究員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 所長 場長 次長 参事		別 組知の務局 教機及教委会教機及教委会	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は、当該職 教育機関 教育委員会事	職務の級 所 に同共通(知 にの他の項に でいる場合 ついては本 用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任研究!	三 五	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職総 事事 衛生環境研究 野事の事務部 職が掲げらは、当該職は 項の規定を通	職務の級 野所 部局共通(知 場合の項に はこついては については 発用しない。)	1級 学芸員 研究員	全級 宝長補佐 宝長補佐 出任学芸員 主任学芸員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員	所長 所長 場長 次長 参事		別 組知の務局 教機及教委会務 備 衛門び育員事局 略考	衛生環境研究 略 知事の事務節 職が掲げられて は、当該職 は、当該職 は、当該職 教育委員会事事	職務の級 所 馬馬共通(知 原の他の項に合 でいる場合 ついてはな 用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 艮 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	1 日 日 日	于一	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職総 調本 事等 新事の事務部 野事の事務部 職が掲げらは、当該職は 項の規定を通	職務の級 野所 部局共通 (知 扇の他の項に 合いている場合 については本 網川しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員 学芸員	金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場長 次次長 参事 副館長 課長	所長	別 組知の務局 教機及教委会務 備 衛門び育員事局 略考	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は、当族定を適 教育機関 教育委員会事	職務の級 所 高共通 (知 高共通 (知 の他の項 に ている場 ・ついては 本 和 しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	・	子————————————————————————————————————	所長 場長長 参事	所長
議 事事 事 部 第 年 事 部 第 年 事 音 部 単 年 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	職務の級 野所 部局共通(知 場合の項に はこついては については 発用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員	金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員	所長 所長 場長 次長 参事		別 組知の務局 教機及教委会務 備 衛門び育員事局 略考	衛生環境研究 略 知事の事務節 職が掲げられて は、当該職 は、当該職 は、当該職 教育委員会事事	職務の級 所 馬馬共通(知 原の他の項に合 でいる場合 ついてはな 用しない。)	1級 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	1 日 日 日	子————————————————————————————————————	所長 所長 場長 次長 参事	
第5 研究職総 瀬事事 部 野事の事務部 職が掲げらは、当該職 項の規定を通 管 略	職務の級 防所 部局共通(知度によるのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1級 学芸員 研究員 学芸員 小別職務分類表 別職務分類表	金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場長 次次長 参事 副難長 課長	所長	別別を報酬を表別のである。 数しまり おり	衛生環境研究 略 知事の事務節 職が掲げられて は、当該職 は、当該職 は、当該職 教育委員会事事	職務の級 所 高馬共通 (知 項に合いては本 用しない。) 科表(1)級数 総合事 保練	1級	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	・	子————————————————————————————————————	所長 場長 多事	所長
第5 研究職総 織 事事部 新事の事務部 取事の事務部 職が掲げるは、項の規定を道 で育機関	職務の級 即所 部局共通 (知 局の他の場合 れているは本 適用しない。)	1級 学芸員 研究員 学芸員 小別職務分類表 別職務分類表	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室民 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場長長 場次長 事 副館長 課長	所長	別 組知の務局 教機及教委会務 備 表 組知の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 局共通 (知 (知 (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知	1級	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	:	于一人長 在長 上幹学芸員 上席研究員 上幹学芸員 上幹学芸員 上幹学芸員	所長 所長 場次長 参事 副館長 課長 3級 長	所長 4級
議 本 事 事 部 路 事 事 事 部 路 事 事 事 部 が 場 球 当 事 事 部 が 場 す 事 が 場 す す ま が 場 す す ま で す 様 関 男 を き き き き き き き き き き き き き き き き き き	職務の級 防所 部局共通(知度によるのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1級 学芸員 研究員 学芸員 小別職務分類表 別職務分類表	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室長 主幹 主幹字芸員 上席研究員 主幹字芸員	所長 場次参 副	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高馬共通 (知 項に合いては本 用しない。) 科表(1)級数 総合事 保練	1級	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	:	于一人長 在長 上解字芸員 上席研究員 上解字芸員 上解字芸員	所長 所長 場長 表 事 解 長 課 長 監	所長 4級
議 本 事 事 部 路 事 事 事 部 路 事 事 事 部 が 場 球 当 事 事 部 が 場 す 事 が 場 す す ま が 場 す す ま で す 様 関 男 を き き き き き き き き き き き き き き き き き き	職務の級 防所 部局共通(知度によるのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1級 学芸員 研究員 学芸員 小別職務分類表 別職務分類表	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室民 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場次参 事難長 課長 3級 录 監	所長	別 組知の務局 教機及教委会務 備 表 組知の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高馬共通 (知 項に合いては本 用しない。) 科表(1)級数 総合事 保練	1級	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	:	于一人長 在長 上幹学芸員 上席研究員 上幹学芸員 上幹学芸員 上幹学芸員	所長 勝長 水参事 事 部 表 表 の の の の の の の の の の	所長 4級
議 本 事 事 部 路 事 事 事 部 路 事 事 事 部 が 場 球 当 事 事 部 が 場 す 事 が 場 す す ま が 場 す す ま で す 様 関 男 を き き き き き き き き き き き き き き き き き き	職務の級 防所 部局共通(項に合称している場合 については本 については本 を解用しない、)	1級 学芸員 研究員 学芸員 引職務分類表 14	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室長 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員 主幹学芸員	所長 場長長 参 副難長 3級 長 監	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 馬馬共通 (知 項に合うのでいる場合をついてはる場合をついてはる場合を対している場合を対している。	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	:	子— △長 至長 上幹字芸員 上幹字芸員 上幹字芸員 「所長所事課長	所長 勝長 水参事 事 部 表 表 の の の の の の の の の の	所長 4級
第5 研究職総 本事事部 新事事部 新事の事務部 事の事務部 が、場合では、 は、可規定を通 で有機関 の の の の の の の の の の の の の	職務の級 部局共通(現に の項に の項に のでは については を が対し がい がい がい がい がい がい がい がい がい が	1級 学芸員 研究員 学芸員 小別職務分類表 別職務分類表	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室長 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場長長 参 副難長 3級 長 監	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 項に合かっている場合・ついてはなれましない。) ※ 「	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	:	子— △長 至長 上幹字芸員 上幹字芸員 上幹字芸員 「所長所事課長	所長 勝長 水参事 事 部 表 表 の の の の の の の の の の	所長 4級
第5 研究職総 本事事部 新事事部 新事の事務部 事の事務部 が、場合では、 は、可規定を通 で有機関 の の の の の の の の の の の の の	職務の級 部局共通 (項に合称している場合 については本 第日しない。) 総合事 (保) 総合事 (保) 略	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	全級 至長補左 一般 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員	室長 主幹 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員 上席研究員	所長 場次参事 副解長 3級 長 監 <u>輔佐</u>	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知に合いている場合ではない。) 科表(1)級別 職務の 総合事 略	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	三 五 員員 員 員 関係(名) 長補佐	子————————————————————————————————————	所長 所長 場次 事	所長 4級
第5 研究職総 本事事部 新事事部 新事の事務部 事の事務部 が、場合では、 は、可規定を通 で有機関 の の の の の の の の の の の の の	職務の級 「所 「部局共通(現に の項に の項に はない については 本 新田しない。) 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	2級 室長補左 <u>副主幹</u> 主任学芸員 主任研究員 主任子芸員 之任子芸 之任子 之任子 之任子 之任子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之子 之	室長 主幹学芸員 上席研究員 主幹学芸員	所長 場次参事 一部課長 3級 長監 ・監 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 項に合かっている場合・ついてはなれましない。) ※ 「	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	三	子— △長 至長 上幹字芸員 上幹字芸員 上幹字芸員 「所長所事課長	所長 場次参事	所長 4級
第5 研究職総 本事事部 新事事部 新事の事務部 事の事務部 が、場合では、 は、可規定を通 で有機関 の の の の の の の の の の の の の	職務の級 原所 部局共通 (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度)	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	全級 至長補左 一般 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員 主任学芸員	室長 主幹 共 主幹学 共 長 上	所長 場次参事 副離長 課長 3級 長監	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 項に合いる場合は、) おもれる。 (知 の他の場合は、) 「	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	全級 室長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸!	三 五 員員 員 員 関係 名 線 体 化 全 表 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	チーム長 ・	所長 場次 参事 副館長 課長 3級 長 監	所長 4級
第5 研究職総 本事事部 新事事部 新事の事務部 事の事務部 が、場合では、 は、可規定を通 で有機関 の の の の の の の の の の の の の	職務の級 原所 部局共通 (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度) (知度)	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	2級	室民 主幹 主幹学芸員 上席研究 長 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所根 場	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 項に合いる場合は、) おもれる。 (知 の他の場合は、) 「	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! まんき 芸! まんき	三 五 員員 員 員 関係 名 線 体 化 全 表 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	在	所長 所長 解	所長 4級
第5 研究職総 繊 衛生環境研究 事事事部 あ 野事の事務部 最初事の事務部 最初事の事務部 はは、当該職 項の規定を通 を育機関	職務の級 原所 部局共通 (知は (知	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	2級	金長 主幹 主幹学芸員 上席研究芸員 主幹学芸員 主幹学芸員 部長 原長 院長	所根 場	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 に合かしている場は本 の他いな場は本 利しない、 利しない、 の制度 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のをはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! まんき 芸! まんき	三 五 員員 員 員 関係 名 線 体 化 全 表 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	チーム長 ・	所長 所長 解	所長 4級
第5 研究職総 瀬事事部 新事の事務部 競事の事務部 職が掲ま該職 近く合物規関 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	職務の級 原所 部局の他の場合は 本部表(1)級 職務 総合事 略 略 略 略 の の の の の の の の の	1級 学芸員 研究員 学芸員 事務分類素 14	2級	室民 主幹 主幹学芸員 上席研究 長 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所根 場	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部 制 報 報 報 は 現 の 規定を 適 数 育 機関 数 育 を の 製 に 現 の 規定を 適 が も に 現 の 規定を あ あ も に 現 の 規 に を も の は の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の の 規 に の の は の の は の の は の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	職務の級 所 高典通 (知 に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員	2級 室長補佐 サブチー長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! まんき 芸! まんき	三 五 員員 員 員 関係 名 線 体 化 全 表 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	在	所長 所長 解	所長 4級
第5 研究職総 副繊 南生環境研究 の事等 が場より。 は、当該職 項の規定を通 数 を を を が は、 の規定を通 を を の規定を通 を を の規定を通 を の規定を通 の規定を通 の規定を通 の規定を通 の規定を通 の規定を通	職務の級 原所 部局共通 (知は (知	1級 学芸員 研究員 学芸員 引職務分類 割割 14	2級	室民 主幹 主幹学芸員 上席研究 長 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所長 場次参 副離長 3級 N 監 離佐 中里	所長	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部局 職が掲げられ は項の規定を適 教育機関 教育委員会事 略 路 監 を の 数 を の 数 を の も る ら る ら る ら る ら 。 る ら る る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	職務の級 所 高共通 (知 に合かしている場は本 の他いな場は本 利しない、 利しない、 の制度 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のを持た。 のをはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 ジ芸員 ジャスト 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1	2級 室長補佐 サブチー長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! まんき 芸! まんき		在	所長 場次 参	4級
の事	職務の級 「節所 部局共通 (知识 の	1級 学芸員 学芸員 学芸員 計職務分類表 1 1 を 1 1 を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2級	室長 主幹学芸員 上席呼等芸員 上席呼等芸員 部長長長院 高長長院 高長長	所根 機	所長 4級	別をおいています。 数機及数委会務 備 別 組知の務局 数機及数委会務 備 別 組知の務局	衛生環境研究 略 知事の事務部 制 報 報 報 は 現 の 規定を 適 数 育 機関 数 育 を の 製 に 現 の 規定を 適 が も に 現 の 規定を あ あ も に 現 の 規 に を も の は の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の 規 に の の 規 に の の は の の は の の は の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	職務の級 所 高の他のる場は、 のでてついては、 のでてついない。) 総合事 略合 略略 略略	1級 学芸員 学芸員 学芸員 学芸員 ジャス 研究員 に 本 研究員	全級 宝長補佐 サブチー 長 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! 主任学芸! ま任学芸! まん 学芸! まん		子————————————————————————————————————	所長 所長 場次 参 副 解長 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	所長 4級 所長

	は、当 ついて の規定 しない。	は本項 を適用			11 th	果長 玄長 果長補佐 参事					ついっ	当該職に では本項 定を適用 い。)			1 1	課長 室長 課長補佐 研究員 参事		
共通		2	師	医長 副医長		医長				共通			医師	医長副医長		医長		
表第7 医療	聯給料表(9)	級別職務	公稻事 (質	ちり冬間位	š)				別本	蛮7 医類	₹職給料表(2) 総別職	8公稻事(9	百り冬間(系)			
組織	職務の級		2級	3級	4級	5級	6級	7級		織	職務の	_		3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部	略			•		•			知	事の事務部	略	_	•				•	
局	総合療育セン ター	±	型 臨床心理 士 至 臨床検査 技師	主任	主任	臨床心理 主幹 臨床検査 主幹			局		総合療育セン ター	士	理 臨床心理士	主任	重 臨床心理 主任	mit		
	略	1									略	1	1			1	1	
備考 略 藪第8 医療	共通	線技師 理学療法士 管理栄養 士 衛生技療法 士 高語樂第 士 當 科衛生	管理栄養 士 衛生技師 作業療法 士 言語聴覚 士 歯科衛生	線主任無法主任療法主任無法主任無法主任無法主任無數性。	主任管理栄養主任作業療法主任動物。主任動物。主任動物。主任動物。主任動物生主任	主幹 診療放射 線主幹 建学療法 主幹 療法 主幹 職党 主幹 職党	課長参事	7級	別表		共通	線技師 理学療 士 電光 電子	管理栄養 管理栄養 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	線主任 理学療法主任 管理保护主任 常任 業 主任 部任 語任 由 由 主任 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由	係長 診療放射 線主任 理学低理学低 主管理任業 主管主任業任 主管主任業任 主管主任 主管主任 主管主任 主管主任 主任 主管主任 主管		課長参事	7級
組織		1 1993	216X	3190	4 NX	の根文	Onex	7 76%		織		1 199	2168	3 NEX	4 100	の検	Onex	7 759
知事の事務部 局	共通	准看護師	i 看護師 准看護師	係長 副主幹	課長補佐				知局	事の事務部	共通	准看護	新 看護師 准看護師	係長	課長補佐			
表第 9 海事 組織 知事の事務部局	職務の級 引 航機 通 里	1級 1級 海士 関士 信士 板 <u>員</u>	表(第2条 2級 航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	船機航通副航機通	3級 長 関 <u>俸 信 主</u> 海 財 士 上 長 梅 財 士 上 長 梅 井 士 上 長 梅 申 門	4級 船長 機期長 <u>前常信長</u> 課長基補佐 主幹 漁業取締	専門	5級	組		棋	別職務分別 1級 前毎士 期間士	類表(第22 2組 航海士 機関士 通信士	船機	3級 長期長 毎士長 乗士長 業取締専門	4級 船長 機関長 課長補佐 漁業取終	:	5級
略				員						略				員				

附則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第20号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
改 正 後 (端数計算) 第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定 による地域手当の月額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当 の月額とする。条例第16条、第16条の4第3項及び 第4項並びに第16条の7第3項に規定する地域手当 の月額に1円未満の端数があるときも、同様とす る。	(端数計算) 第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定 による地域手当の月額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することがで きる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第21号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事するこ とができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することがで きる期間の特例を定める規則(平成21年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改正前
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)
委託団体	期間	
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜	7年	若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜 7年
町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、		町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、
江府町、 <u>鳥取県町村総合事務組合</u> 、米子市		江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥
日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政		取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津
管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、		村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組
南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部		合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部
箕蚊屋広域連合		町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊
		屋広域連合
略		略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。